

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成31年3月28日

【会社名】 藤田観光株式会社

【英訳名】 FUJITA KANKO INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼社長執行役員 伊 勢 宜 弘

【本店の所在の場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03(5981)7700

【事務連絡者氏名】 取締役 管理グループ管掌 中 曾 根 一 夫

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区関口二丁目10番8号

【電話番号】 東京03(5981)7700

【事務連絡者氏名】 取締役 管理グループ管掌 中 曾 根 一 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
藤田観光株式会社 箱根小涌園  
(神奈川県足柄下郡箱根町二ノ平1297)

## 1【提出理由】

平成31年3月27日開催の当社第86回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成31年3月27日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分について

##### 期末配当に関する事項

##### イ．配当財産の種類

金銭

##### ロ．配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円 配当総額479,487,160円

##### ハ．剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年3月28日

#### 第2号議案 定款一部変更について

これまでの定款第16条および第23条の修正・一部削除ならびに第24条の新設と以降の条文の繰り下げを行うものであります。

#### 第3号議案 取締役9名の選任について

取締役に伊勢宜弘、山田健昭、北原昭、和久利尚志、中曽根一夫、残間里江子、高見和徳、鷹野志穂、山田政雄の9名を選任するものであります。

#### 第4号議案 監査役1名の選任について

監査役に江川茂を選任するものであります。

#### 第5号議案 補欠監査役1名の選任について

補欠の社外監査役に一木剛太郎を選任するものであります。

#### 第6号議案 社外取締役の報酬額改定について

社外取締役報酬額の総枠を年額3,000万円以内から年額5,000万円以内に改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分について	82,351	243	0	(注) 1	可決 96.7
第2号議案 定款一部変更について	82,353	241	0	(注) 2	可決 96.7
第3号議案 取締役9名の選任について					
伊勢 宜弘	77,875	4,716	0	(注) 3	可決 91.5
山田 健昭	78,855	3,736	0		可決 92.6
北原 昭	78,868	3,723	0		可決 92.6
和久利 尚志	78,856	3,735	0		可決 92.6
中曽根 一夫	82,245	346	0		可決 96.6
残間 里江子	78,802	3,790	0		可決 92.5
高見 和徳	82,241	351	0		可決 96.6
鷹野 志穂	82,248	344	0		可決 96.6
山田 政雄	72,863	9,728	0		可決 85.6
第4号議案 監査役1名の選任について				(注) 3	
江川 茂	81,903	691	0		可決 96.2
第5号議案 補欠監査役1名の選任について				(注) 3	
一木 剛太郎	82,075	518	0		可決 96.4
第6号議案 社外取締役の報酬額改定について	81,963	630	0	(注) 3	可決 96.3

- (注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数の加算はしていません。

以上